

○国土交通告示第 号

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の規定に基づき、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成十四年国土交通省告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後		改正前	
		<p>(登録申請書に添付すべき書類)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類</p>		<p>(登録申請書に添付すべき書類)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類</p>	
規則第三条第一号の第一類倉庫、規則第三条第二号の二類倉庫、規則第三条第三号の三類倉庫及び規則第三条第六号の貯蔵槽倉庫	規則第三条第一号の第一類倉庫、規則第三条第二号の二類倉庫、規則第三条第三号の三類倉庫及び規則第三条第六号の貯蔵槽倉庫	一 五 (略)	一 五 (略)	一 五 (略)	一 五 (略)
規則第三条第四号の野積倉庫及び規則第三条第五号の水面倉庫	六 警備業法(昭和四十年法律第一百七号)第二条第五項に定める警備業務用機械装置(以下単に「警備業務用機械装置」という。)の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類				
規則第三条第七号の危険品倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類
	一 (略)				
	二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物(同法第九条の四第一項の指定数量以上のものに限る	二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物(同法第九条の四第一項の指定数量以上のものに限る	二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物(以下単に「危険物」という。)を保管する倉庫にあ	二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物(以下単に「危険物」という。)を保管する倉庫にあ	二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物(以下単に「危険物」という。)を保管する倉庫にあ

。以下単に「危険物」という。）を保管する倉庫にあつては、同法第十一条の規定に適合していることを証する書類

三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（同法第三条第一項第八号に掲げるものを除く。以下単に「高圧ガス」という。）を保管する倉庫にあつては、同法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス保安法」という。）第二条第一項に規定する液化石油ガス（以下単に「液化石油ガス」という。）を保管する倉庫（同法第三十六条第一項の規定による許可を受ける必要のあるものに限る。）にあつては、同項の許可を受けていることを証する書類

五 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第四号に規定する第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可を受ける必要のある事業所であるものに限る。以下単に「第一種事業所」という。）である倉庫にあつては、同法第五条第一項の規定に適合していることを証する

つては、同法第十一条の規定に適合していることを証する書類

三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（以下単に「高圧ガス」という。）を保管する倉庫にあつては、同法第十六条第一項又は同法第十七条の二第一項の規定に適合していることを証する書類

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス保安法」という。）第二条第一項に規定する液化石油ガス（以下単に「液化石油ガス」という。）を保管する倉庫にあつては、同法第三十六条第一項の許可を受けていることを証する書類

五 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第四号に規定する第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可を受ける必要のある事業所であるものに限る。）である倉庫にあつては、同法第五条第一項の規定に適合していることを証する書類

	規則第三条第八号の冷蔵倉庫
<p>書類</p> <p>六〇七 (略)</p> <p>八〃 土地に定着した工作物である場合にあっては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p> <p>九〃 土地である場合にあっては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七〃 警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 (削る)</p> <p>八 (略)</p>

	規則第三条第八号の冷蔵倉庫
<p>六〇七 (略) (新設)</p> <p>八〃 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類</p>	<p>一〇六 (略) (新設)</p> <p>七〃 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類</p> <p>八 (略)</p>

二 規則第二条第二項第一号（ハ及びヒを除く。）に掲げる書類及び前号に規定する書類のみでは規則第三条の三から第三条の十二までに規定する基準への適合性を証することができない場合にあっては、そのために必要な限度内で別途国土交通大臣又は地方運輸局長が指定する書類

（変更登録申請に係る国土交通大臣が定める書類）

二 規則第二条第二項第一号（ハ及びヒを除く。）に掲げる書類及び前号に規定する書類のみでは規則第三条の三から第三条の十二に規定する基準への適合性を証することができない場合にあっては、そのために必要な限度内で別途国土交通大臣又は地方運輸局長が指定する書類

第一条の二 規則第四条第三項の国土交通大臣の定める書類は、規則第二条第二項第一号ハ及びホに掲げるもの（第一条の四に定めるものを除く。）とする。

（新設）

（倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める施設設備基準）
 第一条の三 規則第四条の三第一項の国土交通大臣の定める施設設備基準は、規則第三条の三第一号の基準のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準とする。

（新設）

一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫及び貯蔵槽倉庫	規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十号第二号に係るもの
野積倉庫	規則第三条の七第二項第三号の基準
水面倉庫	規則第三条の八第二項第三号の基準
危険品倉庫	一 規則第三条の三第二号の基準のうち第二号第三号ハからヘまでに係るもの 二 土地に定着した工作物である場合にあつては規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十号第二号に係るもの 三 土地である場合にあつては規則第三条の七第二項第三号の基準
冷蔵倉庫	一 規則第三条の三第二項の基準のうち第二号第四号ニに係るもの 二 規則第三条の四第二項第十号の基準のうち第十号第二号に係るもの

(倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める添付書類)
 第一条の四 規則第四条の三第三項の国土交通大臣の定める書類は、
 規則第二条第二項第一号へに掲げる書類のほか、次の表の上欄に定
 める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類とする。

一類倉庫、二類倉 庫、三類倉庫及び 貯蔵槽倉庫	警備業務用機械装置の設置その他これと同 等以上の警備体制を有していることを証す る書類
野積倉庫及び水面 倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉 庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及び その位置を記載した書類又は警備業務用機 械装置の設置その他これと同等以上の警備 体制を有していることを証する書類
危険品倉庫	一 消防法第十一条の規定に適合している ことを証する書類 二 高圧ガス保安法第十六条第一項又は同 法第十七条の二第一項の規定に適合して いることを証する書類 三 液化石油ガス保安法第三十六条第一項 の許可を受けていることを証する書類 四 石油コンビナート等災害防止法第五条 第一項の規定に適合していることを証す る書類 五 土地に定着した工作物である場合にあ っては、警備業務用機械装置の設置その

(新設)

	<p>他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p> <p>六 土地である場合にあつては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p>
<p>冷蔵倉庫</p>	<p>一 食品衛生法施行令第三十五条第十七号に掲げる営業に係る食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>二 警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p>

(倉庫の施設及び設備に関する法令の規定)

第二条 (略)

一〇二 (略)

三 規則第三条第七号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ〇二 (略)

四 規則第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ〇二 (略)

(一類倉庫の災害防止上有効な構造又は設備等)

第八条 (略)

一〇二 (略)

(倉庫の施設及び設備に関する法令の規定)

第二条 (略)

一〇二 (略)

三 第三条第七号に規定する倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ〇二 (略)

四 第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ〇二 (略)

(一類倉庫の災害防止上有効な構造又は設備等)

第八条 (略)

一〇二 (略)

三 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く。）、販売所及び貯蔵所又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に定める火薬類の製造所及び貯蔵所であつて倉庫の外壁から十メートル未満の範囲に存在するもの（以下「危険物等取扱施設」という。）

2 (略)

(一類倉庫の防犯措置)

第十条 (略)

一 (略)

(削る)

(削る)

二 倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有すること。

三 (略)

(三類倉庫の特例)

第十二条 (略)

一 (略)

三 当該倉庫の設けられている建物内に設けられた火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が不燃材料の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二に定める防火設備又は床により区画されていること。

四 (略)

三 消防法第二条第七項に定める危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く。）、販売所及び貯蔵所又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に定める火薬類の製造所及び貯蔵所であつて倉庫の外壁から十メートル未満の範囲に存在するもの（以下「危険物等取扱施設」という。）

2 (略)

(一類倉庫の防犯措置)

第十条 (略)

一 (略)

二 侵入のおそれのある開口部には鉄格子を設ける等当該開口部からの侵入を防ぐ措置が講じられていること。

三 夜間、倉庫の出入口においてニルクス以上の照度が確保できるように屋外に照明が設けられていること。

四 倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法（昭和四十年法律第百十七号）第二条第五項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有すること。

五 (略)

(三類倉庫の特例)

第十二条 (略)

一 (略)

三 当該倉庫の設けられている建物内に設けられた火気使用施設、業務上火気使用施設又は危険物等取扱施設が不燃材料の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二に定める防火設備又は床により区画されていること。

四 (略)

(野積倉庫の防犯上有効な設備)

第十四条 規則第三条の七第二項第三号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

(水面倉庫の防犯上有効な設備)

第十七条 規則第三条の八第二項第三号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

(トランクルームの認定の基準)

第二十二条 (略)

一〇二 (略)

三 規則第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

2・3 (略)

(野積倉庫の照明装置)

第十四条 野積倉庫の照明装置は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できるものとする。

(水面倉庫の照明装置)

第十七条 水面倉庫の照明装置は、夜間、倉庫の周囲において二ルクス以上の照度が確保できるものとする。

(トランクルームの認定の基準)

第二十二条 (略)

一〇二 (略)

三 第三条の四第二項各号の基準に適合していること。

2・3 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。